

令和7年度下請状況実地調査結果について

令和8年2月10日
福島県入札監理課

1 調査方法

（1）調査目的

福島県元請・下請関係適正化指導要綱の遵守状況について実地調査を行うことで、元請・下請関係の実態を把握し、必要な指導を行い、元請・下請関係の適正化を徹底する。

（2）調査時期

令和7年10月～令和7年12月

（3）調査対象

令和5年度及び令和6年度に契約した落札率が低い工事や下請構造が複雑な工事、下請比率の高い工事等を抽出し、調査対象業者を選定した。調査を実施した業者数は、元請会社5者、下請会社10者（一次5者、二次3者、三次2者）の計15者。

（4）調査内容

ア 主な調査項目

- ① 下請契約及び変更契約締結の状況
- ② 下請代金の支払状況
- ③ 賃金支払状況
- ④ 社会保険加入状況及び法定福利費の支払状況
- ⑤ 施工体制台帳等の作成状況
- ⑥ その他県元請・下請関係適正化指導要綱遵守状況（下請への履行確認結果報告、下請報告書と下請金額等）

イ 調査方法

調査対象者を訪問し、下記の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

【確認した関係書類】

確認項目	確認した書類
下請代金の決定に関する資料	見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など
下請契約から完成までの経過に関する資料	下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）、下請変更契約書、完成引渡書 など
支払に関する資料	請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
賃金支払に関する資料	賃金台帳 など
保険加入状況に関する資料	保険者番号、保険料納付書
完成報告、履行確認に関する資料	完成届、検査結果通知 など

2 調査結果

元請会社5者、下請会社10者（一次5者、二次3者、三次2者）の計15者（A～O者）に下請状況実地調査を行った結果、4者7件の不適事項を確認した。

□ 囲みが本調査を行った会社と元下契約。

工事1		舗装工事（道路橋りょう整備） いわき方部 当初契約額約3.8億円						
<施工体系>								
調査対象 元請A者		一次		二次				
		B者	①	C者				
		アスファルト舗装工・縁石工		区画線工				
		下請業者 土工・排水構造物工・法面工						
		下請業者	下請業者					
		土工・排水構造物工・縁石工	土工・排水構造物工・縁石工					
		下請業者	下請業者					
		法面工(モルタル吹付)	法面工(モルタル吹付)					
		下請業者	下請業者					
		防護柵工・道路付属施設工	防護柵工・道路付属施設工					
		下請業者	下請業者					
落札率		89.55%	外注率	25.81%				
下請業者数		10者（一次6者、二次4者）						
<p><u>1 選定理由</u> H24以降の調査経験なし。</p> <p>落札率が89%台と比較的低く下請業者も多く、請負金額が一番大きい一次下請B者と二次下請C者を選定。</p>								
<p><u>2 調査結果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。 見積書に法定福利費の額が明示されていた。 下請代金は適正に支払われていた。 <p><u>指摘事項等</u></p> <p>①の契約について、契約書に「県元請・下請関係適正化指導要綱」の規定を遵守する旨の条項の記載がなかった。</p>								

工事 2	一般土木工事（道路改良）	県北方部	当初契約金額約 1.6 億円		
<施工体系>					
一次			二次		
調査対象	下請業者 擁壁工・土工	下請業者 擁壁工・土工	下請業者 擁壁工・土工		
元請 D 者			下請業者 擁壁工・仮設工		
E 者			下請業者 盛土工・擁壁工	下請業者 地盤改良工	下請業者 地盤改良工
下請業者 舗装工					
※下請企業が多数に上るため、一部企業を省略。				指摘事項なし	
落札率	90.36%	外注率	20.51%		
下請業者数	17者（一次11者、二次6者）				

工事3	一般土木工事（橋梁補修） 相双方部 当初契約額約 1.1 億円		
<施工体系>			
	一次	二次	三次
調査対象	G者 鋼桁補強工・ 支承借受工・排水施設工		
元請 F 者	下請業者 伸縮綱手工	下請業者 伸縮装置工	下請業者 研工
	下請業者 橋梁足場工		
	下請業者 橋梁用高欄工		
落札率	90.36%	外注率	19.92%
下請業者数	6者(一次4者、二次1者、三次1者)		

1 選定理由

H24 以降の調査経験なし。

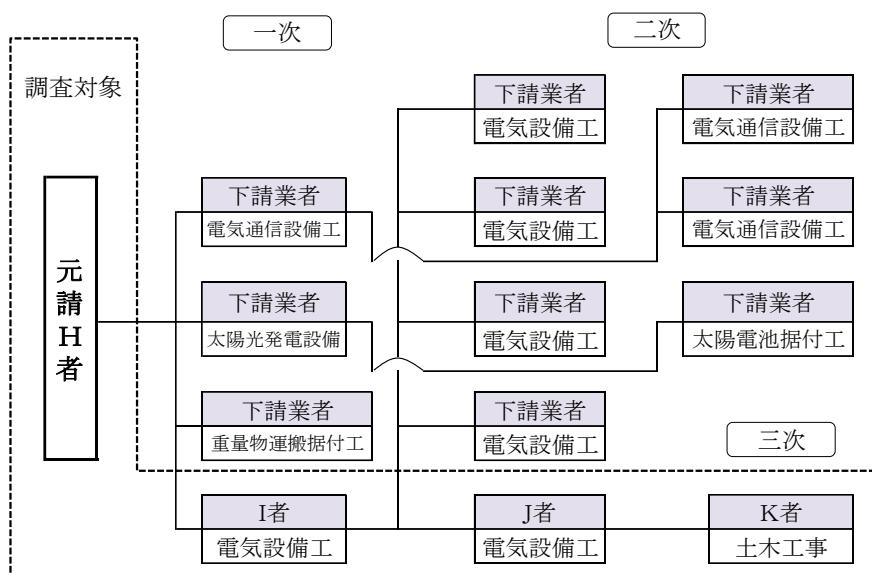
落札率が 90%台と比較的低いことから、請負金額が一番大きい一次下請G者を選定。

2 調査結果

- ・見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。
- ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。
- ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

指摘事項なし

<施工体系>



落札率	90.65%	外注率	11.34%
下請業者数	13者(一次4者、二次8者、三次1者)		

1 選定理由

H24以降の調査経験なし。

落札率が90%台と比較的低く、下請業者数も多く、施工業者の多い電気設備工事のうち、I者、J者及びK者を選定。

2 調査結果

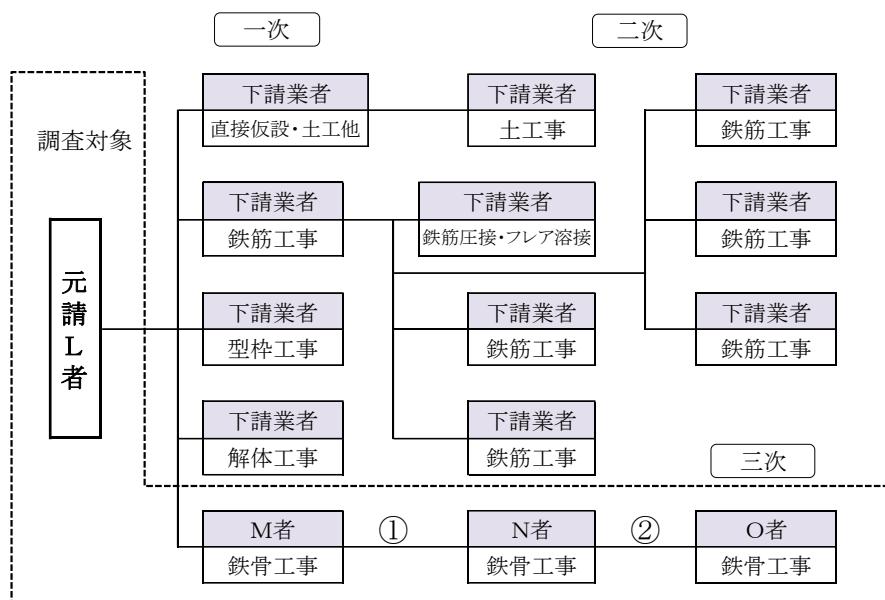
- 見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。
- 見積書に法定福利費の額が明示されていた。
- 下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

指摘事項なし

工事5

建築工事 県北部 当初契約額約5億円

<施工体系>



※下請企業が多数に上るため、一部企業を省略。

落札率	92.91%	外注率	67.6%
下請業者数	90者(一次24者、二次51者、三次15者)		

1 選定理由

H24以降の調査経験なし。

下請構造が複雑である元請L者の工事で、三次下請まで行われている鉄骨工事のM者、N者、O者を選定。

2 調査結果

- 下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

指摘事項等

- ①、②の契約について、見積依頼書、下請完成届、検査結果通知書及び引渡通知書が書面で確認できなかった。

- ①の契約書に「県元請・下請關係適正化指導要綱」の規定を遵守する旨の条項の記載がなかった。

- ②の契約について、下請契約書が書面で確認できなかった。

- ②の契約において、注文者からの見積条件の提示と下請負人からの見積書の交付が書面で確認できなかった。

3 事業者への指導

主な不適事項について、事業者に下記のとおり口頭指導を行った。

不適事項	件数	指導した業者数
(1) 契約手続の不適 ・注文者からの見積条件の提示と下請負人からの見積書の交付が書面で確認できなかった。(2件) ・下請契約書が書面で確認できなかった。(1件)	3件	3者 一次 1者 二次 1者 三次 1者
(2) 見積書への法定福利費額の不明示 該当者なし	0件	0者
(3) その他 ・契約書等に「県元請・下請関係適正化指導要綱」の規定を遵守する旨の条項の記載がなかった(2件) ・見積依頼書、下請完成届、検査結果通知書及び引渡通知書が書面で確認できなかった。(2件)	4件	4者 一次 2者 二次 1者 三次 1者
計	7件	4者(実数)